

景観形成基準の比較表

(本編P.62、P.63、P.72 参照)

■建築物・工作物の基準			赤字: 区域変更に伴う強化される規制等
項目	漁村と海岸区域	佐渡金銀山景観保全区域(佐渡金銀山特別区域) (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)	
ア) 配置	・隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。	・漁村においては、隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・農山村においては、道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。	
イ) 高さ	【建築物】 軒高9m以下とすること。※1) 【工作物A】 高さ15m以下とすること。 【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。※2) 【工作物C】 高さ20m以下とすること。 【工作物D】 高さ15m以下とすること。 ※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。 ※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。	【建築物】 最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。 【工作物A】 高さ12m以下とすること。 【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】 高さ15m以下とすること。 【工作物D】 高さ12m以下とすること。 工作物A：煙突、柱類(電柱を除く)、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの 工作物B：擁壁、さく、堀、その他これらに類するもの 工作物C：電気供給、電気通信等の用途に供するもの 工作物D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設	
ウ) 屋根形態	・屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。	・できる限り勾配屋根とすること。	
エ) 色彩	・[彩度] 4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 無彩色> [明度] 3～8 【屋根色】 [彩度] 2以下、[明度] 4以下	・[彩度] 4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 無彩色> [明度] 3～8 【屋根色】 [彩度] 2以下、[明度] 4以下 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること	
オ) 素材	・自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 ・できる限り自然素材(木、土等)を用いた外壁材を使用すること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。	【建築物】 周辺環境と調和した素材とすること。 既存の住宅に合せ、できる限り自然素材(木、土等)を用いた外壁材を使用すること。 屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 可能な限り自然素材を用いること。 機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。	
カ) 植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 ・生垣等の整備に努めること。	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。	

■その他行為の基準

項目	漁村と海岸区域	佐渡金銀山景観保全区域(佐渡金銀山特別区域) (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア) 屋外堆積物	・主要道路から海岸への眺望を妨げる場所は避けること。 ・その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ) 土砂の採取	・採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・行為後は土地の状況を原状に復旧すること。	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	・主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。 ・開発により生じる法面は、植生で覆い、裸地を少なくすること。	・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・漁村においては、主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。 ・漁村においては、開発による法面は植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。
エ) 水面の埋め立て・干拓	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。
オ) 伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ) 自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。